

2006年11月8日

news release

年金総額・死亡保障額が毎年ステップアップする先進的な投資型年金保険を全国一斉発売

マニュライフ生命保険株式会社（取締役代表執行役社長兼 CEO：ジェフ・クリックメイ、以下「マニュライフ生命」）は、年金総額保証タイプの先進的な投資型年金保険の新商品を開発し、本年11月13日より、提携金融機関、自社営業職員チャネルを通じて販売開始いたします。

この新しい投資型年金保険は、「安心して使いながら増やしたい」という多くのお客様のニーズにお応えし開発されたもので、1) 最短1年で年金受取りを開始できる、2) 年金支払保証総額のステップアップのチャンスが毎年ある、3) 年金総額が最低保証される、などの先進的な機能を一体化させた画期的な投資型年金保険です。販売チャネル別に「投資型年金保険『ステップライフ』」（三菱東京UFJ銀行、福島銀行にてお取扱い）、「変額年金『マニュポート』」（日興コーディアル証券にてお取扱い）、「投資型年金保険『マニュエース』」（マニュライフ生命のプランライトアドバイザーチャネルにてお取扱い）と、3種類の商品名で全国同時発売いたします。

なお、この新商品はクーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）制度にも対応しています。

これら3商品が加わることにより、マニュライフ生命の投資型年金保険は、より一層豊富なラインナップとなり、お客様の様々なニーズにお応えできるようになります。

「ステップライフ」「マニュポート」「マニュエース」共通の主要な特長は以下のとおりです。

◆ 最短1年で年金のお受取りをスタートできます。

ご契約時に「早期受取プラン」と「ボーナスプラン」のいずれかをご選択いただけます。「早期受取プラン」を選択された場合はご契約日の1年経過後より、「ボーナスプラン」を選択された場合はご契約日の5年経過後より、それぞれ特別勘定年金^{*1}を開始できます。「ボーナスプラン」では、ご契約日より5年経過後にボーナスが加算されます。

◆ ご契約日から1年経過ごとにステップアップのチャンスがあり、運用成果を毎年確保できます。

据置運用期間中だけでなく、年金受取期間中も国際分散投資されたバランスファンド（特別勘定）で積極的に資産運用します。ご契約日から1年経過ごとに年金支払保証総額^{*2}がステップアップするチャンスがあり、ステップアップした場合には年金受取期間に支払われる年金総額^{*3}の最低保証額が増加します。

◆ 年金総額について一時払保険料の100%もしくは105%が最低保証されます。

仮に資産運用が不調で、年金支払保証総額がステップアップしなかった場合でも、「早期受取プラン」の年金総額は一時払保険料の100%が、「ボーナスプラン」の年金総額は一時払保険料の105%がそれぞれ最低保証されます。

^{*1} 年金受取期間中に特別勘定で資産を運用する年金を特別勘定年金といいます。

^{*2} 死亡給付金額、死亡一時金額および年金額を計算する際に使用する金額。ご契約当初は一時払保険料と同額ですが、年金のお受取りや据置運用期間中の一部解約、ステップアップやボーナスの加算により、その金額は変更されます。

^{*3} 年金受取期間に支払われる年金の累計額。

マニュライフ生命は、業界をリードする先進的な商品機能を持つ「ステップライフ」「マニュポート」「マニュエース」をご提供することにより、より多くのお客様の年金ニーズにお応えしてまいります。

「ステップライフ」「マニユポート」「マニユエース」の主要な特長

「ステップライフ」「マニユポート」「マニユエース」の最大の特長は、最短で契約日の1年経過後から年金のお受取りが可能になるという機能と、年金受取りが完了するまでの全期間を通じ特別勘定で資産運用しつつ、毎年運用成果を確定できるステップアップ機能を備えており、年金総額の最低保証機能も併せてパッケージされた画期的な商品です。

1. 「早期受取プラン」か「ボーナスプラン」をご選択いただけます。

ご契約時に「早期受取プラン」をご選択いただいた場合、契約日の1年経過後の契約応当日から年金をお受取りいただけます。

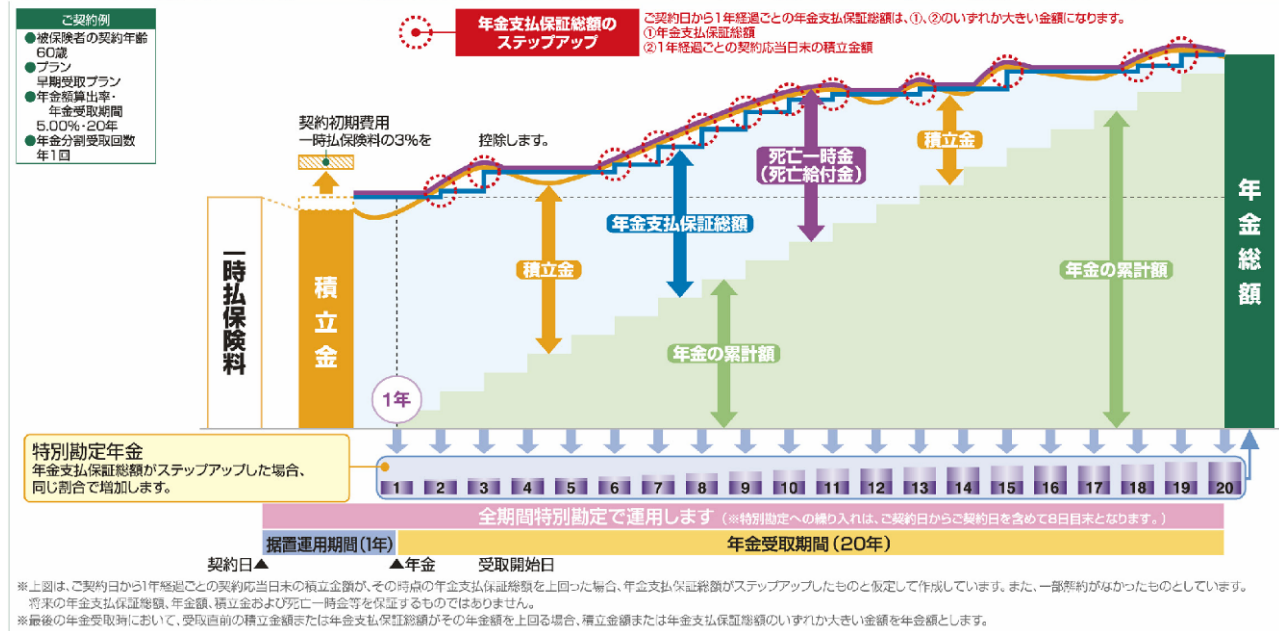
「ボーナスプラン」をご選択いただいた場合、契約日から5年間年金受取りをせず、積立金を特別勘定で運用し、5年後に年金支払保証総額（年金支払保証総額がステップアップした場合、ステップアップした年金支払保証総額）の5%がボーナスとして年金支払保証総額にさらに上乗せされます。

- 年金受取開始時の年金額は、ご契約日の1年経過後（早期受取プラン）または5年経過後（ボーナスプラン）の年金支払保証総額とご契約時にお選びいただいた年金額算出率*4および年金受取期間（5.00%・20年、3.33%・30年、2.50%・40年）の組み合わせから計算されます。
- 年金のお受取り方法は年1回、年6回、年12回から選択いただけます。

*4 年金受取開始時の年金額を算出する際に使用します。

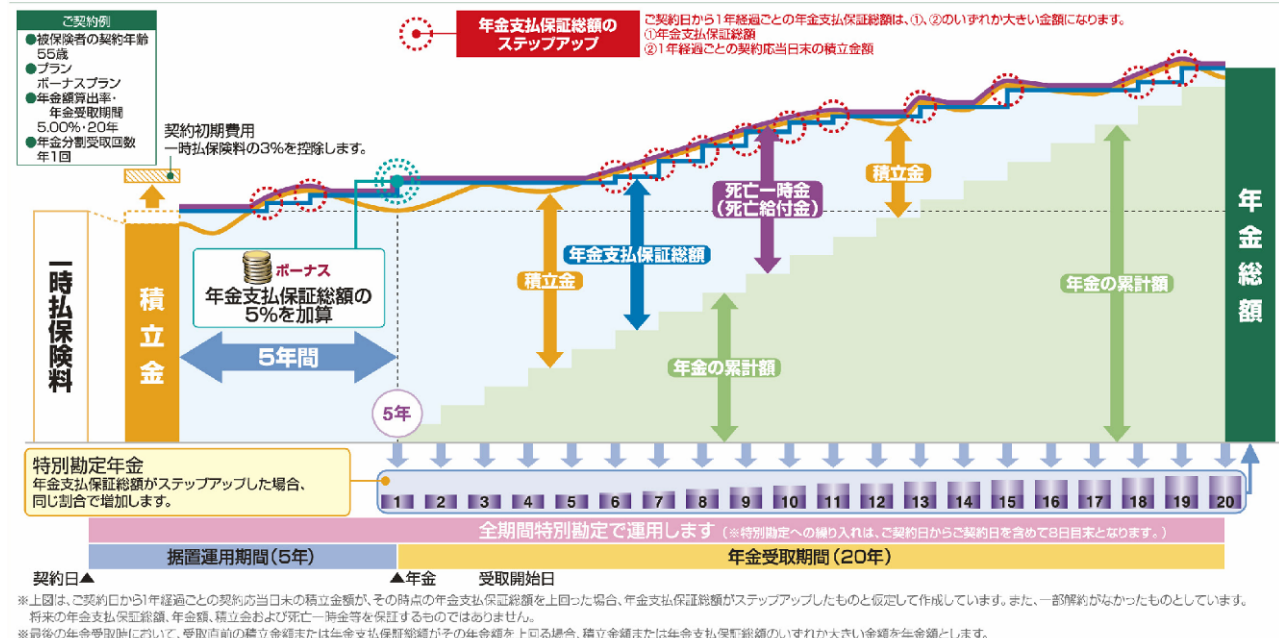
早期受取プランのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金（死亡給付金）は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



ボーナスプランのイメージ図

※積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。なお、積立金、年金支払保証総額および死亡一時金（死亡給付金）は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



2. 毎年、運用成果によるステップアップのチャンスがあります。

ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその時点の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は積立金額と同額にステップアップし、同時に死亡保障も同額にステップアップします。その際、年金額は年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。ステップアップ後の年金額は下がることはありません。これにより、資産運用が好調だった場合、その運用成果を毎年確定することができます。

3. 積極的な運用に安心の機能 — 年金総額を最低保証します。

仮に資産運用が不調でステップアップが1度もなかったときでも、早期受取プランを選択した場合は一時払保険料の100%の年金総額が、ボーナスプランを選択した場合は一時払保険料の105%の年金総額がそれぞれ最低保証されます。年金受取開始後に被保険者に万一のことがあった場合でも、それまでの年金の累計額とその時点における死亡一時金の合計額は、一時払保険料の100%または105%が最低保証されます。

4. 特別勘定で全期間運用します。

全期間（据置運用期間、年金受取期間）を通じ、特別勘定で運用します。株式や債券、国内外の資産などに国際分散投資されたバランスファンドに投資します。

・本商品は、一時払保険料の3%を契約初期費用として控除し、一時払保険料の97%を特別勘定に投入します。特別勘定への投入はご契約日から8日目末に行います。

特別勘定の基本資産配分

日本株式	15.0%
外国株式	25.0%
日本債券	15.0%
外国債券	45.0%

運用会社

三菱UFJ投信株式会社（ステップライフ）

日興アセットマネジメント株式会社（マニュポート）

エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（マニュエース）

諸費用

契約初期費用	一時払保険料の3%
保険関係費と運用関係費	
保険関係費	年率 2.56%
運用関係費	年率 0.33%程度

各種お取扱い

保険料のお取扱い	200万円以上（マニュエースは400万円以上）	
保険料の払込方法	一時払のみ	
被保険者契約年齢	0～75歳	
据置運用期間	早期受取プラン	1年
	ボーナスプラン	5年
年金額算出率と年金受取期間	5.00%	20年
	3.33%	30年
	2.50%	40年

5. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象となります。

万一ご納得いただけない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

マニュライフについて

マニュライフ生命保険株式会社（「マニュライフ生命」）は、マニュライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、最高位の格付けである「AAA」を取得しています（2006年11月7日現在）。

マニュライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界19ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよび日本、大部分のアジア地域では、マニュライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニュライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は2006年9月30日現在3,810億カナダドル（3,410億米ドル）となっています。

マニュライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニュライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ（www.manulife.com）をご覧ください。マニュライフ生命のホームページは次の通りです。（www.manulife.co.jp）

以上

投資型年金保険ステップライフ（年金総額保証 型）は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

ご注意事項

⚠ 運用のリスクについて

変額個人年金保険（年金総額保証 型）の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者（年金支払開始日以降は年金受取人）に帰属します。

⚠ 本商品にかかる費用について

本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります（ただし、特定のお客様には、別途、年金管理費がかかりますのでご注意ください）。

【契約初期費用（ご契約時）】

ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

【保険関係費と運用関係費（特別勘定での運用期間中）】

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に1/365を乗じた金額）を積立金から控除します。

保険関係費：特別勘定の資産総額に対し年率2.56%

運用関係費：特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し（信託報酬*）

年率0.3318%（税抜：年率0.316%）

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更される可能性があります。

【年金管理費（遺族年金の支払期間中）】

遺族年金の年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。



特にご注意いただきたい事項

年金の合計額の最低保証（「早期受取プラン」の場合は一時払保険料の100%、「ボーナスプラン」の場合は一時払保険料の105%）、および死亡保障はマニュアル生命が行います。ただし、以下の場合、年金の合計額の最低保証がなくなり、一時払保険料を下回ることがあります。

ご契約を解約した場合

据置運用期間中に一部解約した場合

ステップアップの判定は、契約応当日における被保険者年齢が80歳になるまで行います。

ご契約の検討・申込に際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。募集代理店の担当者は、お客さまとマニュアル生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。当商品はクーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象です。

【募集代理店】

株式会社三菱東京UFJ銀行

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ証券株式会社

株式会社福島銀行 株式会社八十二銀行

株式会社大垣共立銀行 株式会社千葉銀行 株式会社静岡銀行 株式会社東和銀行

株式会社鳥取銀行 株式会社山形銀行 かざか証券株式会社 株式会社筑邦銀行

【引受保険会社】

マニュアル生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター / 0120 - 925 - 008

マニユポート（年金総額保証Ⅱ型）は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

ご注意事項

▲ 運用のリスクについて

変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、運用期間中はご契約者、年金受取開始日以降は年金受取人に帰属します。

▲ 本商品にかかる費用について

【ご契約時にご負担いただく費用】

契約初期費用・・・一時払保険料の3%

ご契約時に一時払保険料から控除します。

契約初期費用を控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

特別勘定への繰入日は、ご契約日よりご契約日を含めて8日目末となります。

【特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用】

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に1/365を乗じた金額）を積立金から控除します。

保険関係費：特別勘定の運用資産に対し年率2.56%

運用関係費：特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し（信託報酬*）

年率0.33915%（税抜：年率0.323%）

* 運用関係費には、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。信託報酬以外の費用（信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）については、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

【遺族年金受取期間中にご負担いただく費用】

年金管理費・・・年金額に対し1%

遺族年金の年金受取日に責任準備金から控除します。

▲ 特にご注意いただきたい事項

- ① 年金の合計額の最低保証（「早期受取プラン」の場合は一時払保険料の100%、「ボーナスプラン」の場合は一時払保険料の105%）、および死亡保障はマニユライフ生命が行います。ただし、以下の場合、年金の合計額の最低保証がなくなり、一時払保険料を下回ることがあります。

● ご契約を解約した場合

● 据置運用期間中に一部解約した場合

- ② ステップアップの判定は、契約当日における被保険者年齢が80歳になるまで行います。

- ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。
- 募集代理店の担当者は、お客さまとマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 当商品はクーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象です。

【募集代理店】
日興コーディアル証券株式会社

【引受保険会社】
マニユライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008

投資型年金保険マネユース（年金総額保証Ⅱ型）は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

ご注意事項

⚠ 運用のリスクについて

変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）の資産は、特別勘定での運用期間中、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者（年金受取開始日以後は年金受取人）に帰属します。

⚠ 本商品にかかる費用について

【契約初期費用（ご契約時）】

ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

【保険関係費と運用関係費（特別勘定での運用期間中）】

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用（各年率に1/365を乗じた金額）を積立金から控除します。

保険関係費：特別勘定の資産総額に対し年率2.56%

運用関係費：特別勘定の資産総額に対し年率0.33%

【年金管理費〔遺族年金の受取期間中〕】

遺族年金の年金額の1%を毎年の年金受取日に責任準備金から控除します。



特にご注意いただきたい事項

- ①年金の合計額の最低保証（「早期受取プラン」の場合は一時払保険料の100%、「ボーナスプラン」の場合は一時払保険料の105%）、および死亡保障はマニユライフ生命が行います。ただし、以下の場合、年金の合計額の最低保証がなくなり、一時払保険料を下回ることがあります。
 - ご契約を解約した場合
 - 据置運用期間中に一部解約した場合
- ②ステップアップの判定は、契約応当日における被保険者年齢が80歳になるまで行います。

●ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

●弊社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

●当商品はクーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象です。

マニユライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008